

○静岡県教育委員会表彰規程取扱細則

昭和24年11月11日
教育委員会告示第26号

静岡県教育委員会表彰規程取扱細則を次のように定める。

静岡県教育委員会表彰規程取扱細則

第1条 静岡県教育委員会表彰規程(以下規程という。)による表彰に関する手続は、この細則の定めるところによる。

第2条 規程第6条により表彰を具申するときは、次の事項を記載した調書を提出しなければならない。

(1) 個人の場合 (ア)

- ア 学校名および所在地
- イ 職名または学年氏名(ふりがな附) 生年月日
- ウ 現住所
- エ 表彰に該当すると認める事項の詳細
- オ 過去における受賞の有無(受賞者は賞状の写を添付)
- カ 履歴事項
- キ その他参考となる事項

個人の場合 (イ)

- ア 職業 氏名(ふりがな附) 生年月日
- イ 現住所
- ウ 表彰に該当すると認める事項の詳細
- エ 過去における受賞の有無(受賞者は賞状の写を添付)
- オ 履歴事項
- カ その他参考となる事項

(2) 団体の場合

- ア 所在地および名称
- イ 代表者の職名および氏名
- ウ 事業の目的
- エ 設立年月日、組織および沿革
- オ 表彰に該当すると認める事項の詳細
- カ その他参考となる事項

第3条 表彰を具申し、表彰前に具申事項について異動があつたときは、その旨を速やかに静岡県教育委員会に報告しなければならない。

第4条 表彰を具申する書類は個人または、団体ごとに各別紙とし、1件ごとに所定の調書を添えるものとする。

第5条 同一の事項につき二つ以上の具申をするときは順位をつけるものとする。

附 則

この細則は、昭和24年11月10日から施行する。

附 則(昭和35年5月25日教育委員会告示第13号)

この告示は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和3年7月1日から施行する。